

第70回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和3年11月5日(金) 開会10時00分 閉会11時50分

場 所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

案 件

1 諮問案件

(1) 保育施設利用等申込システム(仮称)に係る個人情報の保護について

【児童部 子育て政策室、保育幼稚園室】

(2) 校務支援システム等校務システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る個人情報の保護について

【学校教育部 教育センター、学校教育室、教育政策室、保健給食室、教職員課】

2 その他

<委員>

出席:(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

坂元 耕兵 塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 平山 雄一

廣瀬 恵美子 宮前 正利 宮本 修

欠席:中西 清美

<実施機関(説明者)>

案件(1):子育て政策室 (参事) 松永 智美 (主幹) 松井 大祐 (主査) 山口 聖人

保育幼稚園室 (主幹) 田中 隆博 (係員) 山本 裕貴

情報政策室 (主査) 西田 洋介 (主任) 山本 佳奈

案件(2):教育センター (所長) 草場 敦子 (参事) 小西 正晃 (主幹) 中野 辰晃

(主査) 西口 拓

学校教育室 (参事) 岸本 千春 (主幹) 浦 憲太 (主任) 熊本 剛士

教育政策室 (参事) 木村 匡志

保健給食室 (主査) 行武 勇

教職員課 (課長) 金崎 栄一 (主査) 佐竹 和英

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

無し

1 諮問内容

(1) 対象業務

保育施設利用等申込システム（以下、「申込システム」という。）導入業務

(2) 概要

ア 目的

全ての市民が、保育施設の利用申込等（以下、「当該申込」という。）を、スマートフォン等のデバイスからオンラインで行えるよう整備します。

当該申込は、総務省よりオンライン化によって特に住民の利便性が向上する手続きと位置付けられています。国のシステム（ぴったりサービス）を使った整備では、利用はマイナンバーカード（以下、「カード」という。）所持者に限られます。多くの市民は未だカードを所持していないことから、セキュリティに配慮しつつ、カード未所持者でも利用できる市独自の申込システムの整備を進めるものです。

また、国のシステムや本市で既に導入している汎用的な電子申込システムでは、当該申込の聴取項目の分量等による市民の入力負荷が著しいため、より高度な入力制御機能等を備えた電子申込システムを別途、導入するものです。

イ 効果

(ア) 市民サービスの向上

当該申込の中心となる20～40代は、インターネットの利用率が95%を超える世代です。手続きを電子化することで、市民の利便性の向上が見込まれます。

また、機能等を充実させることで、記載もれ・誤入力等を減らすとともに、質問の階層化と選択肢の分岐により、不必要な内容の聴取を回避し、市民の当該申込行為自体の負担軽減を図ります。

(イ) 業務改善

申込の電子化により、職員の入力負荷・審査の効率化を図ります。

(3) 諮問理由

ア 新たなシステム処理による個人情報の取り扱い（要配慮個人情報を含む）

イ 新たなシステムと個人番号事務系の連携

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 収集された個人番号は、申込システム上どのように使用されるのか。また、申込データに個人番号は含まれるのか。

実施機関： 現時点では、申込データには個人番号を含めない運用としますので、今回の審査対

象のシステム上で個人識別符号は取り扱いません。

委員： 申込システム上の個人番号や個人情報を含む申込データの保存期間とデータ削除の方法について、説明をお願いします。

実施機関： 保育施設利用等申込においては、年度単位で台帳を編纂しており、当該年度が終わり次第、職員が速やかにシステム上で削除処理（システムの操作によるデータベースレコードの消去を指します。）を行うものです。

なお、今回の審議対象外の内容にはなりますが、文書の保存年限は5年であるため、従前の通り業務システム及び紙媒体の双方で、5年は申込内容の保存を行います。

委員： 業務担当者が使用する特定の業務端末に申込データをダウンロードし格納することがあるか。申込データをダウンロードし格納することがある場合、ダウンロードしたデータの保有方法や保有期間、廃棄時期や廃棄方法について、説明をお願いします。

実施機関： 特定の業務端末に申込データをダウンロードすることはありません。職員は SJ 系の端末を操作しますが、CSV データをダウンロードする領域は共通基盤サーバ内の共有フォルダです。進捗管理の為、当該年度内は定められたフォルダにてデータを保管し、年度経過後、速やかにファイルを削除します。

委員： 業務担当者が使用する特定の業務端末で申込データを帳票として出力し保有個人情報として保管することがあるか。出力帳票を保有個人情報として保管する場合、その保管方法、保管期間、廃棄方法について、説明をお願いします。

実施機関： 所定のチェックを行ったのち、担当者が一括で帳票の出力処理を行います。出力した帳票は、希望年度／希望施設単位で簿冊化し、施錠されたロッカーにて保管します。当該年度が過ぎれば、本市の書庫に移管し、文書の保存期間の5年を経過すると庁内の手続きに則り破棄します。

委員： 収集した本人確認書類の保管方法、保管期間、廃棄方法についても、説明をお願いします。

実施機関： 先の質問と同様に、申請書の添付書類として、文書保存期間の5か年を経過すると破棄します。

委員： 申込データの SJ 領域への連携について、別紙 1 に保育施設利用等申込システムから抽出した申込の CSV データを、CSV 取込変換ツールを利用して、業務システムに取込むことが示されているが、申込の CSV データの抽出や CSV 取込変換ツールによる取込の連携自体は、プログラムで行うのか。USB メモリーなどの電子媒体を利用して職員又は委託業者を介して行うのか。

USB メモリーを使用する場合、使用者、払出日時、返却日時、USB メモリーのデータ削除確認、使用承認などを管理簿に記載するなど、使用の管理を記録してほしい。

実施機関： 申込システムは、SJ 領域にて直接データをダウンロードする想定です（「市民の申込データ入力→LGWAN 内のデータセンターに申込データ格納→LGWAN 経由で本

市 SJ 系と連携」と、令和 3 年 1 月に諮問済の本市電子申込システムの連携と概ね同じですが、個人識別符号（マイナンバー情報）は扱いません。そのため、USB メモリー等の物理的な媒体を介さない予定です。ご指摘いただいたとおり、SJ 領域内での業務システムへの取込連携は、プログラムにて行います。

委員： 申込システムの利用対象と想定するのはインターネット利用率が 95%を超える世代とのことだが、インターネットを利用されない 5%の方への対応はどうか。

実施機関： 窓口を設置する端末を利用して、職員が補助するなどして対応したいと考えています。

委員： 視覚障がいやその他の障がいにより、システム入力が困難な方についても、窓口で職員のサポートのもとで手続きを行うのか。

実施機関： おっしゃるとおりです。窓口での手続きについては、あらかじめ来庁時間を予約してもらう運営としているので、ある程度まとまった時間のなかで相談や手続きをしてもらうことが可能です。

委員： 市独自のシステムを導入するとのことだが、府や他市と汎用性のあるシステムを導入するといった考えはないのか。

実施機関： 導入スキームにおいては、府の汎用電子申請システムの共同調達スキームを本市も使い、職員での改修対応が可能な柔軟なシステムを調達できないかということを検討しています。

保育施設の申込みにあたっては、市によって保育事情も異なることから、各市独自の記載項目が設けられることが多く、本市も保育事情に沿ったシステムの導入を検討しているものです。

委員： 申込システムでは個人番号は使用しないという理解でよいか。

実施機関： 申込システムにおいては、個人番号を入力してもらうということは想定していません。そういう意味で収集しませんと説明させていただきました。

また、マイナンバーカード自体は、電子証明書を内蔵しており、スマートフォンなどで読み取ると、本人確認ができる機能があります。これを公的個人認証と呼んでおり、ゆくゆくは本人確認手段のひとつとして運用していきたいと考えておりますが、これも申込システムに個人番号を取り込むものでもありません。

委員： あくまでも本人確認でマイナンバーカードを使うという理解でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 実施機関以外のものとの電子計算機の結合は、どの部分のことを言っているのか。どこからが外部となるのか。

実施機関： LGWAN-ASP で提供される申込みシステムと本市 SJ 系ネットワーク内業務システムとの結合を指しており、SJ 系ネットワークが内部、LGWAN からは外部となります。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件2 校務支援システム等校務システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る個人情報の保護について
【学校教育部 教育センター、学校教育室、教育政策室、保健給食室、教職員課】

1 諮問内容

(1) 対象業務

学校教育情報通信ネットワーク再構築

(2) 概要

ア 目的

現在の学校教育情報通信ネットワークは平成30年1月より稼働しており、ネットワーク内で使用するサーバを含む機器の使用契約が令和4年12月31日で終了します。

については、今回学校教育情報通信ネットワーク再構築事業として、新たなネットワークを構築します。また、働き方改革の一環として教職員の学校校務の負担軽減や事務手続きの合理化のため、校務システムの拡張として新たなシステムを導入することとします。

イ 効果

現在の学校教育情報通信ネットワークは、市役所本庁舎のサーバ室にセンターサーバを設置して運用しています。

今回新たに構築する学校教育情報通信ネットワークでは、令和2年から稼働している児童・生徒が使用するGIGAスクールネットワークと円滑に連携できるものとして、システム全般をクラウド化し、働き方改革を見据えた教職員が自宅からセキュアな環境で教材の作成や研究が行えるテレワークシステムを導入する等、機能の拡張を検討しています。

また、既に導入している校務システムの機能を拡張して新たなシステムを導入します。

【校務支援システムの更新】、【教職員人事情報・出退勤管理システムの更新】、

【学校徴収金システムの導入】

(3) 諮問理由

現在、学校教育情報通信ネットワークで取り扱っている情報についてクラウド化を行うため、個人情報保護条例第13条 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当するため、諮問する必要があると考えています。

また、校務システムを拡張して複数の業務を電子計算機処理する計画のため吹田市個人情報保護条例第 6 条 同第 12 条に規定する新たな電子計算機処理の実施について諮問する必要があると考えています。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 個人情報を含む人事記録カードデータのシステムへの移行方法について、説明をお願いします。また、移行データ作成において、人事記録カードを委託業者などの外部へ持ち出す場合は、持出方法、返却方法、移行データの受入方法やその管理方法についての説明をお願いします。

なお、データ授受においては、データ授受簿（受渡日時、受渡場所、担当者押印、万一、情報漏洩した場合に情報漏洩したデータを特定するための対象者やデータ項目）に記載し管理してほしい。

実施機関： 原課で職員（会計年度任用職員含む）が入力を行います。システム構築事業者より支援を受ける場合においても、データを外部へは持ち出さない想定で実施します。（システム構築事業者より入力のためのフォーマットを提供してもらい提出する形を想定しています。）

委員： 校務支援システムの「テレワークに対応できるように教職員の自宅からセキュアな環境で接続できる環境を整備します。」について、具体的に説明をお願いします。

実施機関： 教職員のテレワークについては、新型コロナウイルス感染症まん延下の緊急事態時の特例として、限定的に使用できる環境を構築します。通常時は、テレワークが不可能となるよう外部からの接続を一切遮断します。緊急事態時におけるテレワーク可能時には、インターネット VPN 回線を使用して教職員の自宅回線を疑似的に専用回線化することで、通信の秘匿化を行いセキュアな環境で校務を実施できる環境を整備します。

委員： 公立学校の教員についても、労働基準法第 32 条などの労働時間に係る規制が適用されており、管理職は教職員の勤務時間を適切に把握し、管理することが必要となっているが、教職員のテレワーク時間の管理方法（例えば、テレワーク時のログイン時刻とログアウト時刻の出退勤管理システムへの反映など）について、説明をお願いします。

実施機関： 教員のテレワークについては、現在は、新型コロナウイルス感染症まん延下の特例として、限定的に認められているものです。この特例によりテレワークを実施する場合は、本人から学校長に申請し、学校長の承認を経て行います。なお、勤務の管理方法は、申請時にテレワークの実施日を提出した上で、開始時と終了時に学校長に連絡し、実施後に業務内容を報告する形で行っています。

なお、この特例によるテレワークの業務内容は、端末を利用した業務に限らないため、上記の業務報告で確認を行っています。

委員： テレワーク時に使用する端末は、市の端末なのか、それとも個人の端末になるのか。

実施機関： テレワークは、市が配布した端末を持ち帰って、行うことになります。セキュリティとしては、電子証明書、インターネット VPN 接続を行うため、基本的には安全なものです。また、端末自体にはデータを持たせないで、仮に持ち帰り時に端末を紛失したとしてもデータが流出することはありません。

委員： 学校徴収金システムで扱うとされている生活保護の受給開始日・廃止日と就学援助費の受給開始月・終了月の情報は、元々教育委員会が保有している情報なのか。

実施機関： どちらの情報も学校管理職が必ず把握している情報です。現在、紙ベースで管理しているものをシステムに取り込むものです。

委員： これらの情報は、元々ほどの部署が管理する情報なのか。

実施機関： 生活保護は生活福祉室、就学援助は学務課が管理している情報になりますが、受給の通知が学校長に通知されることになっています。

委員： 教育委員会がこうした情報を持っている根拠は何か。

実施機関： 生活保護を受給している方が学校徴収金について未納がある場合、学校長経由で納めていただく仕組みになっており、生活保護でも規定があります。教育扶助という形で生活保護を受けられている方について、徴収金としていただいています。

委員： 法的な根拠を知りたかったのだが。また、これらの情報が、学校徴収金を徴収するにあたって必要とのことだが、それはどういう理由によるのか。

実施機関： 少しお時間をください。

委員： 新聞などで、教職員のわいせつ行為の問題が報じられていたが、本システムの人事情報にこうした情報は含まれるのか。

実施機関： 本システムには含まれませんが、官報の検索ツールを用いて、教員免許の履歴等を確認して任用を行うことになります。

委員： 学校での通信環境がつながりにくいであるとか、サーバがダウンするといった事象があると聞いたが、クラウド化することにより、こうした事態が改善するという理解でよいか。

実施機関： SATSUKI ネットに関しては、円滑に運営できており、サーバがダウンするといった事象は起きていません。

クラウド化することのメリットとしては、現在はサーバを本庁に設置していますが、外部に設置することで災害時の危機管理の一環になります。また、現行システムの3倍にあたるシステムを導入するにあたり、一からサーバを用意するには多大な費用を要しますが、クラウドでは費用を抑えることができます。

委員： 通信環境が悪いということは、学校の中での問題で、サーバの問題ではないということか。

実施機関： 児童・生徒が使用するのは GIGA スクールネットワークであり、今回は教職員が使

う SATSUKI ネットを再構築するものです。

ただ、今後、教職員も GIGA スクールネットワークを使用することになるので、ネットワーク自体の増強を計画しています。

委員： 校務支援システムで取り扱う保護者の情報と特記事項の情報については、安全カードに関する情報かと思うが、これは保護者が端末を通じて直接入力するといったことにつながっていくものなのか。

実施機関： 現行どおり保護者の方に紙ベースで提出いただき、担任教師がシステムに入力することになる。

委員： 教師の負担が増すことにならないか。保護者が直接入力するといった方向性にはならないのか。

実施機関： インターネット経由で保護者の方に入力してもらうことは、セキュリティ的に問題があると考えています。

また、年度当初に担任教師が入力することになりますが、システムに取り込むことにより検索性が高まり、効率化につながると考えています。

委員： 取り扱う個人情報は、国が定めた情報となっているのか。

実施機関： 校務支援システムについては、文科省が作っています統合型校務支援システムのひな型において、示されている情報になります。

委員： 校務支援システムで取り扱われているアレルギーをはじめとした既往症などの保健情報は、養護教諭のみが把握している情報になるのか。

実施機関： 養護教諭と担任がしっかり情報共有しています。

委員： 今回の再構築により、SATSUKI ネットと GIGA スクールネットワークが完全に分離されることになることは評価したい。

委員： 教職員が自宅からテレワークする場合、インターネット VPN を使用するため安全だということだったが、ゼロトラスト・セキュリティを採用しているということは、どこから接続された端末であれ、アクセス制限をしっかりと掛けているという理解でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： そうであれば、端末を持ちかえっても安全な接続をしているから問題ないということではなく、そもそも端末自体があやしいという想定で対策をされているという認識でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 緊急時のみテレワークを可能とするとのことだが、緊急時は想定外のことも起こりうるため、そうした対応や対策はどう考えているのか。

実施機関： 想定外の事態とならないよう、市としてルールを定めて運用していきたいと考えています。

- 委員： システムのバックアップは、クラウド管理事業者のみが行うのか。
- 実施機関： クラウド管理事業者だけではなく、システム構築事業者にもバックアップを求める形で考えています。
- 実施機関： 先ほどの生活保護、就学援助に関することですが、例えば生活保護を受給されている場合、修学旅行の費用がすべて支給されたりすることがありますが、その事務を全て学校が担っています。そうしたことから必要な情報となります。
- 委員： 必要性については分かるが、法的根拠のところの問題だが。
- 委員： 条例第9条に規定される事務届の中にしっかり記載されているかが問題となる。しかも、実施機関としても市長部局と教育委員会で異なるので、そのあたりをしっかりとされているのか確認したい。条例第6条では、センシティブ情報はそもそも扱ってはいけないという厳しい規定になっているので、質問している。
- 実施機関： 学校徴収金事務に生活保護や就学援助の情報が必要となる理由ですが、いずれも学校教材費相当分、給食費相当分というものが支給されているので、それをいったん保護者に支給した後に学校に支払ってもらうのが通常の流れです。しかし、未納が発生した場合、直接振り替えという形で、保護者に支給するのではなく、教育委員会に直接振り込みをするということが、本人の同意のもとで行うことができます。よって、そうした対応をいつからできるのか、いつまでできるのかを把握するために、生活保護や就学援助の情報が必要となります。
- 委員： 本人に生活保護費として支給されないで、教育委員会に直接支払われるというのはなぜか。
- 実施機関： 生活保護を受給されている保護者の同意をもらい、学校長が代理で申請する仕組みで代理納付をさせてもらっています。
- 委員： 同意を得て行っているということか。
- 実施機関： 代理納付は保護者の同意と学校長の申請を同時にしていただき、徴収させてもらっています。
- 委員： 同意を得てであれば、生活保護を受給している人から情報をもらえばいいわけで、必ずしもシステムに組み込む必要はないのではないか。
- 実施機関： 教育扶助費の代理納付の業務以外に、例えば日本スポーツ振興センターの掛け金が生活保護を受給している方は免除されることがあるので、学校側が把握しておかなければ支障が出ることになります。
- 委員： それにより便宜を図っていることは理解できるが、その情報を本人から得るのではなくて、教育委員会がシステムの的に把握することの必要性があるのかということでもある。もし、事前に把握しておく必要があるとしても、個人情報についての事務届はあるのか。
- 実施機関： 従前からの取扱いでもあり、過去の経過を調べて、確認のうえ御報告させていただ

きます。なお、学校教育法第 19 条第 1 項では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」という規定があります。これに基づき、保護者の同意をもらい、これまでは生活保護を受給している方が受けられる便宜の手続きを代わりに行ったり、相談に応じたり、必要な支援を現場で行ってきたと考えています。

事務局： 条例第 9 条の届出については、情報公開担当の執務室にある行政資料閲覧コーナーに配架しています。審議会で同意いただいた後、今回のシステムについても届出書を提出してもらうこととなります。ただ、これまでの取扱事務がどうなっているかは確認ができていません。

3 委員間協議・裁決

実施機関に対して、吹田市個人情報保護条例第 9 条に規定する届出の状況等について、改めて報告を求め、再審議を行うこととする。